

令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針

施行 令和8年3月31日 8貯第75号

農水産業協同組合貯金保険機構中期業務目標(令和8～10年度)
4.に基づき、令和8年度農水産業協同組合貯金保険機構業務運営方針を以下のとおり定める。

1. 事前準備の態勢強化

(1) タイムラインマニュアルの再構築

令和7年度に農水産業協同組合貯金保険機構(以下「貯金保険機構」という。)での整理を完了した「資金援助方式」のタイムラインマニュアルについて、外部有識者の意見を聴くとともに、関係機関と共有し、妥当性の検証や残された課題の解消を行う。

「保険金支払方式」、「金融危機対応」及び「秩序ある処理」のタイムラインマニュアルについては、貯金保険機構での整理を完了する。

(2) 管理人業務の手引きの拡充

管理人業務の手引きについて、「資金援助方式」のタイムラインマニュアルの整備で解消した課題等を反映させつつ、最新の内容にアップデートする。

併せて、現地調査や有識者へのヒアリング等により、総合事業体である農協・漁協の信用事業以外の事業特性の把握・整理を完了する。

(3) 情報収集・分析の強化

経済や金融情勢の変化が農水産業協同組合(以下「組合」という。)の経営に与える影響について、情報収集し、必要に応じて有識者の知見を活用しつつ、調査・分析を行う。

(4) 貯金者データ整備の水準向上

令和9年度末までに要検証率ゼロを目指す「重点取組」において、整備水準の全体的な底上げを図るため、

- ① 全国説明会では、作業手順を見える化した「優先検証パターン」の指導を徹底する
- ② 要検証件数の多い県域等での説明会では、当該地域の整備状況の分析結果を踏まえた具体的な課題解消方法の助言を行う
- ③ 特に整備の遅れた組合に対し、立入検査・資料徴求を実施し、実態を踏まえた整備上の助言を行う
- ④ ①～③を通じて把握した不備事例の改善のポイントを全国展開するとともに、進捗状況に応じて「指導対象県域等」及び「優先検証パターン」をアップデートすること等を通じて、効率的な整備の加速を促す。

2. 人材の確保・育成

(1) 人材の安定的な確保

民間企業も活用した採用手段の多様化や、在宅勤務の利用機会等の拡充による職場環境の整備などを通じ、人材の安定的な確保に取り組む。

(2) 体系的な研修・訓練を通じた人材の育成とノウハウ継承

破綻処理に関するタイムラインマニュアルに基づく訓練のほか、破綻処理実務経験者や有識者を講師とする研修の実施などにより、体系的に人材の育成とノウハウ継承を図る。

3. 業務運営の効率化等

(1) システムの拡充・強化

システム基盤のクラウド移行を踏まえ、より高度なシステムの管理・運営を図るため、ポートフォリオ・マネジメント・オフィス(PMO)の導入・活用を図り、的確なシステム戦略の策

定やシステム調達管理などを通じ、基幹システムなどの機能の拡充・強化や品質向上を図る。

(2) 新技術の活用

AI利用のガイドラインを作成し、その積極的な活用を図るとともに、安全な双方向でのデータ授受の仕組みを確立することなどにより、業務運営の効率化に取り組む。

(3) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティ対策や個人情報保護に万全を期すため、外部の専門機関による監査に的確に対応するとともに、新たに設置した最高情報セキュリティアドバイザーの活用を促進しつつ、情報セキュリティに関する施策を計画的に充実する。

4. 関係機関との連携強化

破綻処理や貯金者データ整備などに的確に対応するため、様々な場면을捉えて、行政庁や系統機関との連携の強化を図る。

5. 東日本大震災に関する特例業務への対応

支援先の多くが返済期限を迎える中、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の出資者として適切に対応するため、決算や事業者への支援状況等の的確な把握等に取り組む。

6. 調査・研究等

(1) 調査・研究及び国際協力の推進

業務の的確な運営や国際協力に資するため、国内外の預貯金保険制度などに関する動向を踏まえた調査・研究や国際機関によるサーベイへの協力を推進する。

(2) 責任準備金の管理

責任準備金の積立目標(付保貯金額の0.7%)の達成に向けて着実な積立てを行う。

また、運用に関しては、金融情勢の動向も踏まえながら、厳格な内部統制の下で、流動性・安全性及び収益性のバランスを勘案した適正かつ効率的な資産運用を行う。

(3) 情報発信の充実

貯金保険制度の内容・動向や貯金保険機構の活動を貯金者及び組合に向けて適時に広報するため、利用者の利便性に配慮しつつ、分かりやすく・使いやすいホームページを構築する。

(4) 執務参考資料の保存

過去の破綻処理に関するノウハウを風化させないようにするため、資料のアーカイブ化を行う。

附 則

この業務運営方針は、令和8年4月1日から適用する。